

静岡市家計改善支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第1項の規定に基づき、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は静岡市とし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他静岡市長が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに家計に関する課題を「見える化」し、その背景にある根源的な課題を整理し、家計管理の力を高め、家計に関するプラン（以下「家計再生プラン」という。）を作成し、早期に生活を再生させることを目指し、以下の取組を実施する。

（1） 取組内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の「見える化」を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況（家賃、税金、公共料金等）などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整、申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合には、貸付金額や用途、家計再生の見直しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付けの円滑・迅速な審査につなげる。

（2） 配置職員

ア 静岡市自立相談支援事業実施要領に基づき設置する「静岡市暮らし・しごと相談支援センター」（以下「自立相談支援機関」という。）に、本事業による相談支援を行う職員とし

て、家計改善支援員を配置する。

イ 家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者（ただし、当分の間は、この限りではない。）であって、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

（イ）社会福祉士の資格を有する者

（ウ）社会保険労務士の資格を有する者

（エ）生活福祉資金貸付事業等の相談支援業務の経験を有する者

（オ）ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

（カ）その他（ア）から（オ）に掲げる者と同等と認められる業務経験を有する者

（３） 支援の流れ

家計改善支援員と生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員及び相談支援員（以下「相談支援員等」という。）は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア アセスメント

相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、相談支援員等と連携し、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

イ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。その際は、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則１年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

ウ 支援調整会議への参加

相談者が家計改善支援事業を利用するにあたっては、自立相談支援機関がプランを策定することとなるため、その際は、家計改善支援員が支援調整会議に参加し、家計の視点から支援計画（プラン）の適切性等について協議するものとする。

エ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、３の（１）による支援サービスを提供する。

オ モニタリング

定期的な面談等により、家計の改善状況や家計管理に対する認識・意欲の向上などを確認し、相談支援員等との情報共有を図る。

カ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に相談者の状況に大きな変化があった場合には、設定した目標の達成度や支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家

計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(4) 貸付機関との連携

本事業の実施に当たっては、生活福祉資金貸付事業を行う静岡県社会福祉協議会並びにその相談窓口となる静岡市社会福祉協議会と連携するほか、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携する。

なお、相談者の所得状況等により、これらの公的貸付制度の対象とならない場合には、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、相談者の一時的な資金ニーズの充足に向けて支援を行うよう努める。

4 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、「家計改善支援事業の手引き」(平成31年3月29日社援地発0329第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添4)を参照するものとする。
- (2) 相談支援に当たっては、「家計相談支援事業の手引き」別冊に掲載されている様式を使用することを基本とする。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は、相談者から同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。